

市税条例の一部を改正する条例の制定について

市税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 7 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）の施行に伴うほか，収益事業を行わない公益社団法人等に係る法人市民税の均等割の軽減措置について，減免から課税免除に変更するため。

市税条例の一部を改正する条例（令和３年伊丹市条例第
号）

市税条例（昭和２９年条例第３１６号）の一部を次のように改正する。

第２４条第２項中「及び扶養親族」の右に「（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第２４条の次に次の１条を加える。

（法人の市民税の課税免除）

第２４条の２ 次に掲げる者に対しては、均等割を課さない。ただし、これらの者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第２条に規定する公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人
- (3) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第７項に規定する認可地縁団体

第３４条の６第１項第４号中「（平成１０年法律第７号）」を削る。

第３６条の３の３第１項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者に限る」に改める。

第５１条第１項中第４号を削り、第５号を第４号とする。

附則第５条第１項中「及び扶養親族」の右に「（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第６条中「令和４年度」を「令和９年度」に改める。

附則第１０条の２中第２４項を第２５項とし、第２３項を第２４項とし、第２２項の次に次の１項を加える。

２３ 法附則第１５条第４６項に規定する条例で定める割合は、３

分の 1 とする。

附則第 22 条の 5 に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 6 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (2) 第 24 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 附則第 10 条の 2 の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）の施行の日（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）

第 24 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第 3 条 新条例第 24 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後に法定納期限が到来する法人の市民税について適用する。